

背景

背景

- 我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンス推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められており、研究データに関して、2021年4月に、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（統合イノベーション戦略推進会議）が策定
「[公募型の研究資金の全ての新規公募分について、研究データの管理・利活用を図るため、DMP及びこれと連動したメタデータ付与を行う仕組みを2023年度までに導入する](#)」

科研費での対応状況

- 令和4年度より、「学術変革領域研究」の領域代表者に、交付申請時に領域全体のDMPの提出を求めている
- その他の種目については、公募要領において、以下の予告をしているところ。
「採択された研究課題の研究代表者に対し、交付申請時に、当該研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等に関するデータマネジメントプラン（DMP）の作成を令和6（2024）年度科研費以降求める予定です。」

令和6年度より、原則全種目においてDMPの作成を求めます

（参考）用語の説明

- ・研究データ：
研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。
- ・管理対象データ：
研究データのうち、研究者の所属する機関の基準等に基づき、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものをいう。
- ・データマネジメントプラン（DMP）：
研究データの保存・管理、並びに、公開・共有、利活用に関する方針を定める計画書をいう。
- ・メタデータ：
管理対象データを説明するための情報から構成されるデータをいう。

1

DMPによる研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用

研究者による研究データの適切な管理や効率的な研究進捗の把握のため、
研究代表者に研究データの管理計画書である **DMPの作成** を求めます

実績報告書等において、**科研費により生み出され、公開した研究データに関する情報** を提出いただきます

イメージ

日本学術振興会

採択研究者

1 交付内定時に**DMP**（研究データ管理計画書）の様式例を示し、作成を依頼

1-2 研究者は研究開始にあたり**DMPを作成**

2 **DMPを作成したうえで交付申請** ※ 交付申請時点での提出は求めない

3 研究の実施
DMPに基づき研究データを管理するとともに、研究の進捗に応じてDMPを適宜更新

4 実施状況報告書及び実績報告書の一部として、
補助事業により生みだし公開した研究データの情報（メタデータ等） を提出*

*④-2のリポジトリが、CiNii Researchへ連携されている場合は、研究データの公開URL、Doiのみ
※ 研究データそのものの提出を求めるものではありません

5 **KAKEN***に登録・公開
*科研費DB

KAKENでの活用イメージ
研究課題情報から当該課題で生み出された研究データへアクセス可能

4-2 研究データ本体は機関リポジトリや分野別リポジトリ等に格納

KAKEN ↔ **CiNii Research**
科学研究費助成事業データベース

CiNii Researchとは？
NIIが管理・運営する
学術検索基盤
一つの検索画面から多様な
学術情報にアクセスできるもの

KAKEN や **CiNii Research** に登録、連携することにより、研究成果としての研究データへアクセスが容易になり、以下のようなメリットが考えられます。

- 他の研究者による利用（データ引用）や新たな研究成果が生まれ、自身の研究に対する評価や注目度の上昇や共同研究に繋がる
- 先行研究で生み出された研究データを自らの研究に活用できる可能性がある

2

DMPによる研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用

留意点

【研究データは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行ってください】

- 論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望まれます。
- ただし、その際、**研究分野等の特性や、データを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要**があります。
- 個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から**留意すべき研究データは非公開**とすることが求められます。
- また、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切でない場合もあり得ることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、**適切なエンバゴ(時限付き非公開) 期間を設定することも可能**です。
- 研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略に従いDMPを策定し、それに基づいてデータの公開・共有を行ってください。また、研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めた**データポリシーの策定**や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための**環境や支援体制等の整備**をお願いします。

公開・共有のパターン					
メタデータ	A1	公開	A2	共有	A3非共有 非公開
管理対象データ	B1 公開	B2 共有	B3非共有 非公開	B4 共有	B5非共有 非公開

→ DMPの作成対象はすべて

→ 提出対象

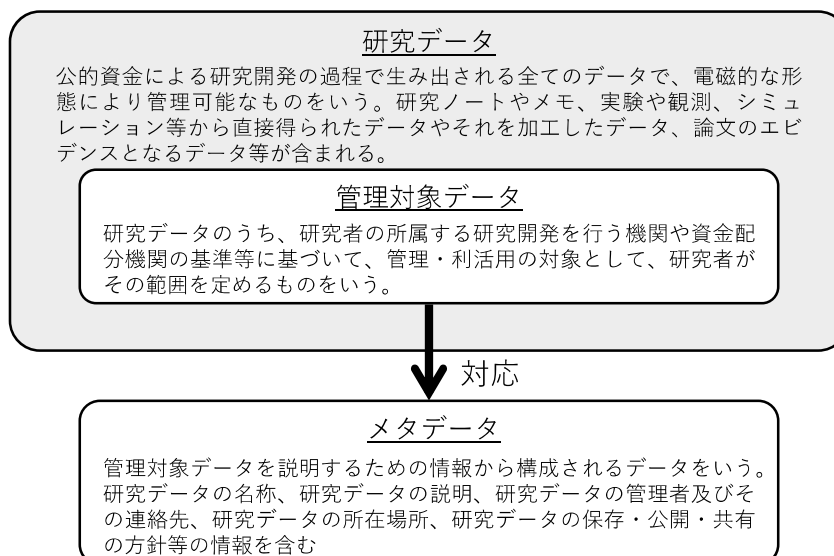
3

(参考)基本的な考え方、研究データの概念整理

・公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目
https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

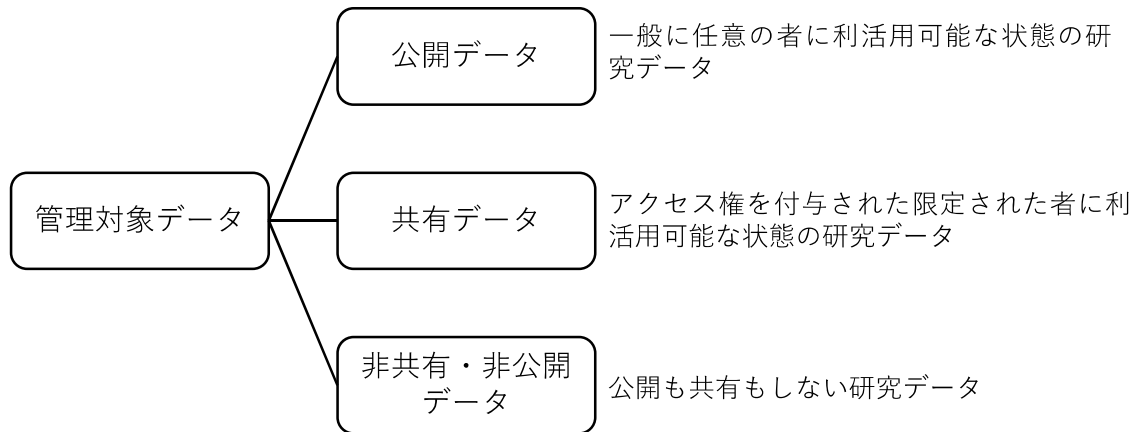
・独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針
https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf



出典：内閣府 公的資金による研究データの管理・利活用に関する進捗と事例～研究データ2022～

4

(参考) 管理対象データの公開及び共有の区分



※) 「公的資金による研究データに関する基本的な考え方」から要約

- ✓ 研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、公開、共有、又は非共有・非公開の判断が行われる必要がある
- ✓ 我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性があるため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる
- ✓ 産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するために、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバーゴ（時限非公開）期間を設定することも想定される
- ✓ 関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある

出典：内閣府 公的資金による研究データの管理・利活用に関する進捗と事例～研究データ2022～